

議案第 7 号

小城市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

小城市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成 17 年小城市教育委員会告示第 7 号）の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和 2 年 6 月 25 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

幼児教育・保育の無償化に伴い、小城市立幼稚園保育料徴収条例を廃止するため。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会規則第 号

小城市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

小城市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成17年小城市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の表委任事務欄及び補助職員の欄を次のように改める。

児童・生徒の入学及び転学に必要な証明発行事務に関すること。	市民部の職員
-------------------------------	--------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 号 小城市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成17年小城市教育委員会規則第7号）の一部を改正する規則 新旧対照表

現行		改正後（案）	
<p>（委任事項）</p> <p>第2条 教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条に規定する教育委員会の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務を同表右欄に掲げる市長の補助機関たる職員（以下「補助職員」という。）に委任する。</p>		<p>（委任事項）</p> <p>第2条 教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条に規定する教育委員会の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務を同表右欄に掲げる市長の補助機関たる職員（以下「補助職員」という。）に委任する。</p>	
委任事務	補助職員	委任事務	補助職員
(1) 児童・生徒の入学及び転学に必要な証明発行事務に関する <u>こと。</u>	市民部の職員	児童・生徒の入学及び転学に必要な証明発行事務に関する <u>こと。</u>	市民部の職員
(2) 幼稚園保育料徴収事務に関する <u>こと。</u>			